

有償ボランティアサービス

# ゆうぽろ

ゆうぽろの「ゆう」は、いろんな「ゆう」

裕

ゆたか

の

You

あなた

有

有償

結

むすぶ

勇

勇気

# 手引き

悠

悠々

友

とも

佑

たすける



# 目次

## 1. 有償ボランティアサービス「ゆうボラ」

P2

①有償ボランティアサービス「ゆうボラ」とは

②活動の内容

③活動の時間

④利用料金

⑤利用者

## 2. 「ゆうボラ」ご利用までの流れ

P5

## 3. サポーター登録から活動までの流れ

P6

## 4. サポーター活動のお約束

P7

## 5. 保険の加入について

## 6. Q&A

P8

# 1. 有償ボランティアサービス 「ゆうボラ」

## ① 有償ボランティアサービス「ゆうボラ」とは

現在、高齢者世帯の増加や核家族化、地域のつながりの希薄化等により、ちょっとした手助けが必要な世帯が増えています。この事業は、支援が必要な町民の方達の日常生活上のちょっとした困りごとを、住民同士がワンコインで支え合う、助け合いの仕組みです。

また、サポートするボランティアにとっても社会参加や生きがいづくりにつながり、誰もが地域の中で安心して暮らし続けられるまちづくりを目指す取り組みです。

大木町社協では、ボランティアの皆さんとの協働により、時代とともに低下した地域の支え合い機能を再構築し、「大木町版地域共生社会の実現」を進めていきます。

<令和8年度は試験実施となります。>



## ② 活動の内容

「ゆうボラ」は、高齢者・障がい者・育児中の方等の日常生活のちょっとした困りごとのお手伝いを基本とし、専門的な技術や知識は必要としない範囲でできる活動です。

### 活動の例

- ・庭の水やり
- ・簡単な掃除、片付け
- ・台風前の戸締り
- ・ストーブの灯油入れ
- ・エアコンのフィルター掃除(簡易)
- ・話し相手、将棋や囲碁の相手
- ・電球交換(買い置きあり)
- ・生活導線の草取り・枝切り
- ・クモの巣取り
- ・散歩や登下校の付き添い
- ・カラーボックス等の簡易な組み立て
- ・ちょっとした買い物(1か所で数品)
- ・ゴミ出し(不燃物・可燃物)
- ・布団干し
- ・簡単な裁縫
- ・季節による入れ替え(ストーブ・扇風機・こたつ)
- ・敷物の交換(カーペットなど)
- ・家具等の移動
- ・簾の取り付け

※上記以外の内容も対応できる場合がありますのでご相談ください。

## 【注:以下の活動はできません】

- ・1時間を超える活動
- ・車に乗せての付き添い支援や送迎目的の支援
- ・直接、高齢者・障がい者の身体に触れる作業(身体介護等)
- ・金銭、通帳、キャッシュカード、貴金属等を扱う活動
- ・機器の修理
- ・営業目的のもの

### ③ 活動の時間

#### ・基本活動時間

平日の月曜から金曜(土・日曜及び祝日、年末年始を除く)の、8時30分から17時15分までとする。

※ただし、サポーターと利用者の互いの調整で活動時間外の対応も可能。

#### ・支援内容により、10分から最大1時間まで利用できる。

※依頼内容が早めに終わる等時間が余った場合は、利用者がP3～P4の内容を選択、依頼し、提供することができます。

### ④ 利用料金

「ゆうボラ」のご利用にあたっては、下記の利用料金をご負担いただきます。

#### 【利用料金】

- ・10分までの利用 100円
- ・10分を超え1時間まで 500円

※利用料金の支払いは、支援終了後に利用者が直接サポーターに現金で支払います。

※利用者が現金での支払いを終え、現金を受け取ったサポーターは、利用者に対し報告書兼領収書を渡します。

※サポーター2人以上から支援を受けた利用者は、それぞれに利用料金を負担するものとします。

### ⑤ 利用者

大木町内に居住され、下記のいずれかに該当し、日常生活において何らかの支援を必要とする方を対象としています。

- ・70歳以上の単身高齢者
- ・75歳以上の高齢者のみの世帯
- ・障がい者単身世帯
- ・妊娠中あるいは育児中(0歳から就学前)で支援を必要とする方
- ・その他、会長が特に必要と認めた方

## 2. 「ゆうぽろ」ご利用までの流れ

### ① まずは社協職員へ相談！

- ・社協職員が相談内容をお伺いします。  
(電話でも来所でもどちらでもOK！)
- ・本人に限らず、ご家族の方でもご相談いただけます。



担当職員



### ② 社協職員が事前訪問

- ・利用対象の確認や依頼内容を確認します。  
(アセスメントおよび調査)
- ・利用者は利用登録書を提出します。
- ・社協が利用登録の可否を決定します。
- ・依頼内容によって、活動可能なサポーターを調整します。

### ③ 支援実施！

- ・支援日にサポーターが活動。
- ・初回は社協職員も同行します。



# 3. サポーター登録から活動までの流れ

① ボランティア養成講座(基礎編)を受講



② サポーター申込書を提出して登録  
(活動希望調査書も一緒に提出)



③ 社協職員が活動調整を行います  
(初回活動は社協職員と一緒に訪問)



④ サポーターとしての活動開始

⑤ 4月と10月の年2回、活動報告書兼領収書の控えを社協に提出し、活動報告  
(随時提出も可能)



## 4. サポーター活動のお約束

- ・無理のない活動を心がけましょう。
- ・約束した時間を守りましょう。
- ・相手の立場に立って考えましょう。
- ・活動は責任を持って行いましょう。
- ・活動上、知り得た個人情報などの取り扱いには十分に注意しましょう。
- ・活動中に利用者の心身の状況等の変化を把握した際には、適宜社協へ連絡しましょう。
- ・物品の斡旋、販売、勧誘、政治活動、普及活動等、この事業と関係のない行為を行ってはけません。
- ・活動内容の変更や追加があった場合は、社協の担当職員に相談しましょう。
- ・対応に困った時は、社協へご相談ください。
- ・サポーターは利用者から必ず利用料金を受け取ってください。

## 5. 保険の加入について

### ・ケガ、賠償責任の補償

活動中の事故に備えて、社協では、福祉サービス総合補償に加入しています。そのため、個人でボランティア保険に加入する必要はありません。

- ・活動中に急激かつ偶然な外来の事故によるサポーター自身のケガを補償
- ・サービス利用の身体や財物に損害を与え、サポーターが法律上の損害賠償を負われた場合の補償



## 6. Q & A

### Q. サポーターの年齢に制限はありますか？

A. 18歳以上の方を対象としています。(活動中に適切な判断が求められるため)

### Q. 朝や夜、休日等に対応できませんか？

A. 必ずしも対応できるとは限りませんが、利用者とサポーター双方の調整がついた場合は、時間外や休日でも活動可能です。ただし、事務局は休みのため、緊急時の対応はできませんのでご了承ください。

### Q. サポーターの指名はできますか？

A. 指名はできません。ただし、同じ活動で同じ利用者の場合は、同一のサポーターが継続して対応する場合があります。

### Q. 活動で使用する道具は誰が準備するのですか？

A. 基本的には利用者宅にある道具を使用します。不足する場合は、サポーターが準備できる範囲で対応し、サポーターも準備できない場合は、社協に道具がある場合に限り貸し出します。

### Q. 活動例にある内容は、基本的に対応してもらえますか？

A. 必ずしも対応できるとは限りません。「ゆうボラ」は単なる有料のサービスではなく、あくまでボランティアによる助け合いの仕組みのため、依頼内容や時期、地域のサポーターの状況によってはご希望に添えない場合があります。

### Q. 送迎の支援はできますか？

A. 送迎支援は実施していません。送迎を行うには「自家用有償旅客運送」の届出や申請が必要となるほか、利用者の身体介助を伴う可能性もあるため、対応できません。

### Q. 布団干しの活動では、干す作業と取り込む作業は別々の利用になりますか？

A. 別々の活動として取り扱います。布団を干す作業と取り込む作業は、それぞれ別に活動時間を設定します。(例:干す作業10分(または1時間)、取り込む作業10分(または1時間))

### Q. 10分程度の短時間の支援でも、その都度利用の申込書類が必要ですか？

A. 毎回の申込書類は不要です。初回のみ社協が訪問・調査・申込み手続きを行い、2回目以降は同じ利用者からの依頼であれば電話で申込みができます。

## 6. Q & A

**Q. 4月と10月に提出する活動報告書とはどのようなものですか？**

A. 活動報告書は、3枚つづりの「報告書兼領収書」(利用者・サポーター・社協の控え)です。  
なお、提出は4月と10月に限らず、活動後いつでも社協へ提出できます。

**Q. 利用者が近隣のサポーターに直接依頼してもよいですか？**

A. 直接の依頼はご遠慮ください。依頼内容の把握や実績確認のため、必ず社協を通して申込みを行っていただく必要があります。

**Q. 利用者と個人的に連絡先を交換してもよいですか？**

A. 原則として、連絡先の交換や直接のやり取りはご遠慮ください。ただし、もともと個人的な関係がある場合はこの限りではありません。

**Q. 二人で行う支援はありますか？**

A. あります。家具の移動など一人では難しい作業の場合は、二人で支援を行うことがあります。  
その場合、利用料金はサポーター2名分が発生します。

**Q. 活動報告書には個人情報が含まれますか？**

A. 個人情報は最小限です。利用者の署名として名前の記載はありますが、住所や電話番号などは記載しません。

**Q. 利用者が自分で署名できない場合はどうすればよいですか？**

A. サポーターによる記名と利用者の押印でも対応可能です。可能であれば本人の署名が望ましいですが、状況に応じて柔軟に対応してください。

**Q. 利用料金はいつから発生しますか？**

A. 利用者に「これから支援を開始します」と確認したうえで開始した時点が、利用時間の開始となります。なお、予定より早く終了した場合でも、サポーターが対応可能な範囲で時間内の支援(家事の手伝いや話し相手など)を行うことができます。

**Q. ゴミ出しなど定期的な支援の場合、毎回同じサポーターが担当しますか？**

A. 可能な範囲で同じサポーターが対応します。支援内容によっては、場所や方法の説明が不要になることや、話し相手などでは信頼関係の面からも、同一のサポーターが望ましい場合があります。

## 6. Q & A

**Q. 利用対象世帯に当てはまれば、必ず利用できますか？**

A. 必ずしも利用できるとは限りません。ゆうボラの支援対象は、利用対象世帯のうち「支援を必要とする方」です。対象世帯に該当する場合でも、状況や内容を確認のうえ判断し、対象とならない場合があります。

**【問合せ】**

大木町社会福祉協議会 85-3737 まで

